

学校法人吉田学園 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人吉田学園(以下「学園」という。)の学校法人吉田学園寄附行為施行細則第8条に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、学園において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤理事以外の者をいう。
- (4) 役員報酬等とは、報酬、賞与、退職功労金、その他の役員としての職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員報酬等には、別に定める学園の職員の給与について定めた規程(以下「職員給与規程」という。)に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費(交通費、宿泊費等)及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤理事に対しては、報酬、賞与、退職金、退職功労金を支給する。なお、学園に勤務する職員兼務の常勤の役員については職員給与規程に準じ処遇するものとし、役員報酬等は支給しない。
- (2) 非常勤の役員に対しては、報酬を支給する。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の役員に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 常勤理事の報酬月額、別表第1に定める額とし、各理事の報酬月額は俸給表のうちから支給する。
- (2) 常勤理事の賞与は、賞与支給月毎に報酬月額の1ヶ月から4ヶ月の範囲で支給することができる。
- (3) 非常勤の役員に対する報酬の額は、別表第2に定める額とする。なお、非常勤の役員が、職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給できる。
- (4) 常勤理事の月の中途における就任、退任の報酬額については、日割計算とせず月額を支給する。

(常勤役員の退職金)

第5条 常勤役員の退職金は、前払い退職金として、報酬月額の3%を報酬支給日に支給する。

(退職功労金)

第6条 常勤理事に対しては、学校法人吉田学園退職功労金規程に基づき退職功労金を支給する。

(報酬等の支給方法)

第7条 役員報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬等 毎月25日とする。(ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。)
- (2) 賞与 毎年6月及び12月
- (3) 非常勤役員に対する報酬等は、報酬等発生の都度、現金により支給することができる。

2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額、本人からの申し出のあった積立金等及び学園が立替えた金額を控除して支給する。

(費用)

第8条 役員には、学校法人吉田学園役員出張旅費規程に基づいて旅費を支給する。なお、学園に勤務する職員兼務の常勤の役員は学校法人吉田学園出張旅費規程に基づき旅費を支給する。

- 2 常勤の役員の通勤手当は学校法人吉田学園通勤手当規程に基づき支給する。
- 3 費用の支給は、前条第1項に準じて支給する。ただし、旅費については仮払いにより支給することができる。
- 4 役員が職務の執行に当たって必要とする費用を要する場合は、当該費用を支給することができる。

(公表)

第9条 学園は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

1. この規程は、平成24年4月1日から施行する。
2. この規程は、平成29年4月1日から改定施行する。
3. この規程は、2020年4月1日から改定施行する。
4. 2012年4月1日施行の規程を全面改訂し、2023年5月30日から施行する。

別表第1 (第4条第1項関係)

常勤理事の報酬月額

号俸	理事長	副理事長	理事
1	85万円	55万円	35万円
2	100万円	70万円	50万円
3	115万円	85万円	65万円
4	130万円	100万円	80万円
5	145万円	115万円	95万円
6	160万円	130万円	110万円
7	175万円	145万円	125万円
8	190万円	160万円	140万円
9	205万円	175万円	155万円
10	220万円	190万円	170万円
11	235万円	205万円	185万円
12	250万円	220万円	200万円

別表第2 (第4条第4項関係)

非常勤の役員の報酬額

非常勤の理事 監事	理事会等会議への出席	日額10,000円
	理事会等会議への交通費	日額2,000円
	その他の職務遂行	日額30,000円を上限

※ 別表第2の金額は源泉徴収後の金額とする。

※ 交通費が別表第2の日額を超える場合には、最も合理的な行程による旅費の実費を支給することができる。

学校法人吉田学園 評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人吉田学園（以下「学園」という。）の評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員兼務評議員とは、学園において勤務することが常態である職員と評議員を兼務する者をいう。
 - (2) 非常勤評議員とは、職員兼務評議員以外の評議員をいう。
 - (3) 評議員の報酬等とは、報酬、その他評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。
 - (4) 費用とは、評議員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等経費をいう。
- (報酬等及び費用の支給及び支給方法)

第3条 職員兼務評議員は別に定める学校法人吉田学園の職員の給与について定めた規程に準じ処遇するものとし、評議員報酬等は支給しない。なお、非常勤評議員に対しては、次のとおり報酬等を支給する。支給する金額は、源泉徴収後の金額とする。

- (1) 評議員会出席報酬 10,000円
- (2) 評議員会出席交通費 2,000円
- (3) その他の職務執行報酬 日額10,000円
- (4) その他の職務執行交通費 日額2,000円

ただし、交通費が日額を超える場合には、最も合理的な行程による旅費の実費を支給することができる。なお、評議員が職務の執行に当って必要とする費用を要する場合は、当該費用を支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第4条 非常勤評議員に対する報酬等は、当該各号に定める時期、方法とする。

- (1) 報酬等の支給日は毎月25日とする。（ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。）
- (2) 業務に当たった日数を毎月末日で締め切り、翌月25日に支給する。
- (3) 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- (4) 報酬等は、報酬等発生都度、現金により支給することができる。

(補則)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

- 1 この規程は、2023年5月30日から施行する。